

計画等の案の概要

名 称	静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部改正		
公表するもの	静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部改正（案）の概要		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和6年12月23日(月)～令和7年1月9日(木)
	無		
担当課等名	経済産業部農業局農業戦略課研究支援班 電話番号054-221-2659		
総合計画における位置づけ	8 富をつくる産業の展開 8-5 農林水産業の競争力の強化 (1) 世界水準の農芸品の生産力強化		
審議会等の名称	審議会へ付議しません。		
<p>1 趣旨</p> <p>静岡県農林技術研究所茶業研究センターは、「世界市場を見据えた、茶の先端研究とオープンイノベーションの拠点」として、令和7年4月にリニューアルオープンする予定です。</p> <p>この一環として、オープンイノベーションをより一層推進するため、センター内に大学や企業、農家等の皆さまに御利用いただけるオープンラボ（有料）を設置することとしました。</p> <p>これに伴い、必要事項を規定するため、「静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則」を改正します。</p>			
<p>2 骨子</p> <p>(1) 施設の名称の変更</p> <p>これまでは利用者の皆さまに発酵茶製造設備や食品等加工設備等を活用し新商品を開発していただく施設でしたが、オープンラボを設置し研究等にも使用していただけるように拡充するため、施設の名称を変更します。</p> <p>(改正前) 静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設 (改正後) 静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設</p> <p>(2) オープンラボの使用手続の制定</p> <p>オープンラボの使用を申請していただく際の申請書の様式などを定めます。</p> <p>(3) 施行時期</p> <p>令和7年4月1日の施行を目指します。</p> <p>※以上は規則改正内容の骨子です。オープンラボの概要については、別紙を参照してください。</p>			